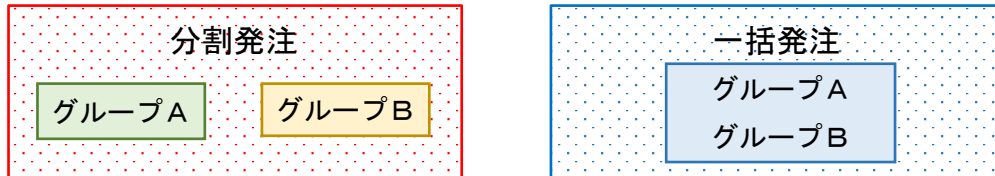


受託事業者の選定方法

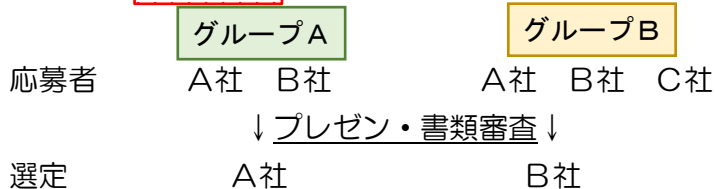
分割発注…グループ A のみ or グループ B のみに応募する。

※両方のグループに応募することも可能です。

一括発注…事業全てに一括で応募する。



(1) 一次審査 **分割発注** 各グループの応募者を選定

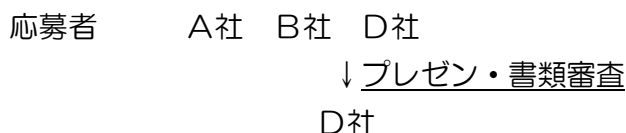


※ 「評価基準 1」を基に審査いたします。

※ 応募のないグループがあった場合、「分割発注」の審査はいたしません。

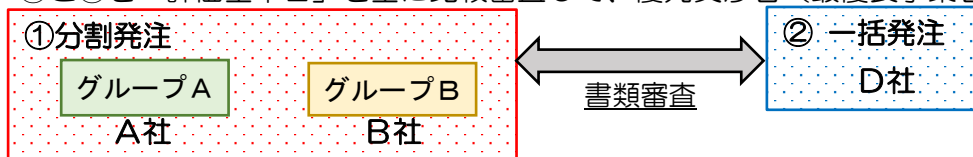
※ グループの選定業者が失格及び辞退した場合は、次点の選定業者が繰り上げ選定します。次点の選定業者がない場合、「分割発注」の審査は実施しません。

(2) 一次審査 **一括発注** 応募者を選定



(3) 最終審査

①と②を「評価基準 2」を基に比較審査して、優先交渉者（最優良事業者）を選定いたします。



※ 「分割発注」A、Bの各グループの最優良事業者及び「一括発注」の最優良事業者がいずれも同一となった場合には、最終審査を経ることなく同事業者を最優良事業者とし、市が発注方法を決定します。